

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第28号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第29条第1項第1号中「納付書等」の右に「、京都市宿泊税条例施行規則第7条第1項に規定する宿泊税納入書」を加える。

第38条第3項中「納付書等」の右に「又は京都市宿泊税条例施行規則第7条第1項に規定する宿泊税納入書」を加える。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(会計室)